

2020年2月19日

系長・総合教育院院長
教員 各位

学長

新型コロナウイルスによる感染症拡大に対応した、修士論文発表会、実務訓練報告会、定期試験等のカリキュラム上出席が求められる機会等、教育・研究活動における措置について
(第四報)

新型コロナウイルスによる感染症罹患者が増加していることから、修士論文発表会、実務訓練報告会、定期試験等(以下「発表会等」)、成績評価や単位取得のために出席が義務付けられている機会に際して、下記のような対応をとるようお願いします。また、これらは、通常の教育・研究活動においても適用します。

記

1. 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が2月18日にまとめた国民へのメッセージ「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」には、「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える」とあります。

(参考)・新型コロナウイルス感染症の対応について(国民の皆さまへのメッセージ)

- https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>
- ・新型コロナウイルスを防ぐには
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

本学の構成員も、これに従って、発熱等の風邪症状が見られるときは、学校(職場)を休み、外出を控えてください。その場合、欠席する者は、必ずそれぞれの会ごとに指定された宛先にメール等で連絡をしてください。

本学は、自主的な判断による欠席が不利を招かないように、後日再度機会を設けたり、提出論文などによる審査に代えるなど、可能な限りの対応策をとります。

2. 各系等及び教員各位においては、発表会等の学生、教員の出席が求められている会の開催に際しては、出席予定者に1.の趣旨を周知してください。その際、欠席の場合の連絡先・連絡方法を明記して下さい。

また、開催に際しては、会場への到着前に手洗いなどを励行するなど、感染症対策に努めるよう呼びかけてください。

3. 1.によって発表会等に欠席した学生がいた場合には、卒業(修了)判定や成績評価において不利にならないよう必要な対応をとります。

4. これらの措置による欠席状況等を全学的に把握するため、会の実施担当者は、教務課教務係への報告をお願いします。

以上

(各系が行う，発表会などに対応した学生への通知の参考例)

(例) ○系修士論文発表会出席予定の学生の皆さんへ

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が2月18日にまとめた国民へのメッセージ（新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安）には、「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える」とあります。

(参考)・新型コロナウイルス感染症の対応について（国民の皆さまへのメッセージ）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

・新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

本学の構成員も、これに従って、発熱等の風邪症状が見られるときは、学校（職場）を休み、外出を控えることになりましたので、協力をお願いします。

本学は、自主的な判断による欠席が不利を招かないように、可能な限りの対応をします。

なお、上記の理由で欠席する学生は、必ず下記に連絡してください。

上記に該当しない学生は出席して下さい。その際、入室前に、手洗いなど感染予防措置を各自励行してください。

発信人
連絡先

事務連絡
令和2年2月18日

【重要】

新型コロナウイルスの国内での感染をできる限り抑えることが重要となっています。発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するなど、対策のポイントをまとめましたので関係各位におかれてはご一読いただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について

国内において新型コロナウイルスに感染した事例が相次いで報告されている中、今後は、国内での感染をできる限り抑えることが重要となってきています。このため、改めて下記のとおり感染症対策のポイントをお知らせしますので、学校における感染症対策に万全を期すようお願いいたします。幼児・児童・生徒・学生（以下、「児童生徒等」という。）に対しては、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、発達段階に応じた感染症対策の指導をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、各教

育委員会等においても、関連ホームページで最新の情報を収集し、必要に応じて、児童生徒等、保護者及び教職員等に周知していただきますよう、引き続きよろしく願いいたします。その際、文部科学省ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する対応についての特設ページも適宜ご活用ください。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

記

1. 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底するよう指導してください。

2. 日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導してください。また、保護者との連携を密にし、健康観察を徹底して行い、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導するとともに、教職員についても同様の対応を促してください。

自宅休養した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。その場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。また、このことについて、児童生徒及び保護者等にも、必要に応じて周知してください。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安は以下のとおりです。ただし、教育委員会や学校等の判断で、独自の基準等を設けている場合は、当該運用に従っていただいて構いません。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

3. 適切な環境の保持

適切な環境の保持のため、教室等のこまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講じてください。

4. 卒業式などの学校行事等における感染症対策

卒業式などの学校行事や入学試験など、大勢の人が長時間同じ空間にいる場合には、こまめな換気を実施するとともに、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、可能な範囲での対応を検討してください。

(参考情報)

○関連情報ホームページ

- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の対応について（内閣官房ホームページ）
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 海外安全ホームページ（外務省ホームページ）
https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_009.html#ad-image-0
- ・ 学校において予防すべき感染症の解説（日本学校保健会ホームページ）
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

保健指導係

T E L : 03-6734-2918